様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処分名	児童手当等の未支払請求の認定		
根拠法令名	児童手当法	（条項）第１２条	
基準法令名	児童手当法	（条項）第１２条	
所管部署	福祉部　子ども未来局　子ども家庭課　管理給付係		
標準処理期間	３０日	法定処理期間	―　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

［児童手当等の未支払請求の認定に係る審査基準］

児童手当法第１２条を基準とする。

【参　考】

［根拠法令］

児童手当法

(未支払の児童手当)

第十二条　児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当(その者が監護していた中学校修了前の児童であつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、当該中学校修了前の児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

２　中学校修了前の施設入所等児童が第三条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合において、当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当(当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

３　前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。

(平二四法二四・一部改正)

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。